

## 無災害記録証授与内規

### 無災害記録証授与内規（抄）

- (沿革) 昭和 27 年 10 月 18 日 労働省基発第 732 号の 2  
昭和 28 年 6 月 15 日 労働省基発第 457 号改正  
昭和 32 年 5 月 23 日 労働省基発第 426 号改正  
昭和 36 年 4 月 25 日 労働省基発第 382 号改正  
昭和 39 年 4 月 16 日 労働省基発第 493 号改正  
昭和 42 年 8 月 10 日 労働省基発第 3 号改正  
昭和 43 年 8 月 12 日 労働省基発第 507 号改正  
昭和 50 年 2 月 17 日 労働省基発第 87 号改正  
昭和 58 年 3 月 25 日 労働省基発第 153 号改正  
昭和 62 年 12 月 26 日 労働省基発第 728 号改正  
平成元年 11 月 28 日 労働省基発第 623 号改正

第 1 条 事業場において第 3 条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第 2 条 この内規は、労働安全衛生法施行令第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の適用を受ける事業を除く）、卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第 2 条第 2 号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第 3 条 無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とする。

2 第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第 1 から別表第 5 までのとおりとする。

ただし、労働者数が 100 人未満の事業場については、昭和 58 年 3 月 31 日以前に記録を起算した者に対し、別表第 3 に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録の時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録の時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては端数を 5 万時間単位に、また、100 万時間を超えるものについては端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第 3 種から第 5 種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる 1 段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高 250 億円以上の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数を適

用すること。

(2) 年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第 5 条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であつて、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場のすべての労働者について行うものとする。

第 6 条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第 7 条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第 4 条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。